

弁護士 井上洋一(中小企業診断士・産業カウンセラー)

あいさん事務所便り

連絡先：〒445-0853
愛知県西尾市桜木町 3-51-3 林ビル 2 階
愛三西尾法律事務所

電話：0563-53-0220
FAX：0563-53-0222



改正道路交通法が施行！ 再確認しておきたいポイント

◆改正道路交通法の改正点

3 月 12 日、改正道路交通法が施行されました。

主な改正点は、(1)準中型運転免許の新設、(2)75 歳以上の高齢運転対策推進(臨時適正検査制度の見直しと、臨時認知機能検査・臨時高齢者講習制度の新設)の 2 点です。

今回は、多くの企業で注意が求められることになる、「準中型運転免許の新設」について、改めてチェックしておきたい点をご案内します。

◆「準中型免許」とは？

準中型免許は、満 18 歳以上から取得できる免許です。普通免許と中型免許の間に新設され、車両総重量 7.5 トン未満、最大積載量 4.5 トン未満までの自動車(いわゆる「2 トントラック」まで)を運転することができます。

準中型免許で運転できるトラックは、例えば宅配便やコンビニの配送、建設や土木などの資材運送など、利用の範囲が幅広いのが特徴です。

特に運送業界は人手不足が深刻な状況ですが、準中型免許は 18 歳以上であればそれ以前の運転経験を問わずに取得することができますので、高校を卒業してすぐに就職しようとする人や、大学生・専門学校生のアルバイト等、準中型免許の取得により人材の活用の幅が広がるのが期待できます。

◆事業場の留意点

一方で、普通免許で運転できる車両の範囲が狭くなる(車両総重量 5 トン未満だったものが、改正後は同 3.5 トン未満となる)ことに注意が必要です。

平成 19 年に「中型免許」の導入により運転免許の区分が変更された際には、運転免許証とトラックの自動車検査証の照合を怠った結果、普通免許では運転できないトラックを運転して無資格・無免許運転で検挙され、行政処分を受けるケースが多発しました。

違反自体は単なる「ミス」「勘違い」が原因であったとしても、そこから事故や違反項目が芽づる式に出てくることで、処分が予想以上に厳しくなるケースも決して少なくありません。

トラックを運転させる事業場では、各人が運転することができる車両の範囲について、しっかり確認することが求められます。

連続プラスが続く 「パートタイマー時給」の最近の相場

◆関東 4 都県の募集時平均時給は 1,000 円を突破

パートタイマーの平成 28 年 12 月の平均時給は、関東 4 都県(東京、神奈川、埼玉、千葉)で 1,020 円、東日本で 1,000 円でした(アイデム人と仕事研究所が 3 月 3 日に公表した集計結果による)。

職種別では、「専門・技術職」で前年同月比マイナス 88 円の 1,203 円となったほかは、「事務

職」「販売・営業職」「フードサービス職」「運輸・通信・保安職」「製造・建設・労務職」「その他」のいずれもプラス7～68円で増額しました。

伸び率が高かったのは、「運輸・通信・保安職」の前年同月比プラス68円の1,057円と、「フードサービス職」の同プラス12円の924円でした。

◆西日本の平均時給の伸びは東日本を上回る

関西3府県(大阪・京都・兵庫)は990円で前年同月比9円プラス、西日本は969円で同プラス16円と、いずれも関東4都県の2円プラス、東日本の8円マイナスを上回りました。

職種別では、東日本と同様、「専門・技術職」で前年同月比マイナス27円の1,267円となったほかは、いずれも9～44円プラスでした。

伸び率が高かったのは「販売・営業職」の前年同月比プラス44円の893円、次いで「製造・建設・労務職」の同プラス37円の927円でした。この点は、東日本と異なる結果です。

◆全体ではプラス傾向だが一部にマイナス100円超も

集計結果は平成24年1月から48カ月の推移をみることができますが、全体で、東日本は970円から1,000円、西日本は919円から969円と、プラス傾向が続いています。

ところが、「専門・技術職」は前年同月比で東京都区部や神奈川県はマイナス107円、京都府はマイナス200円と、兵庫県でプラス108円となった以外、いずれもマイナスです。

◆医療・介護・保育業界の人材確保に影響が？

この「専門・技術職」とは、看護師・准看護師、看護助手、薬剤師、歯科衛生士、歯科助手、介護福祉士、介護ヘルパー(2級以上)、保育士です。

いずれも人手不足が深刻な職種で、時給のマイナスによりさらなる悪化が懸念されます。

厚生労働省では、これらの職種における処遇改善に対する助成金も設けています。活用を検討してみてもはいかがでしょうか。

4月の税務と労務の手続提出期限 【提出先・納付先】

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>[公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>[労働基準監督署]

17日

- 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書の提出[市区町村]

5月1日

- 預金管理状況報告の提出[労働基準監督署]
- 労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、1月～3月分>[労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出[年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日>[公共職業安定所]
- 公益法人等の法人住民税均等割の申告納付[都道府県・市町村]

当事務所よりひと言

今回は、改正道路交通法の話を取り上げました。法改正の動向を知ることは、安定した企業経営において不可欠です。

この点、当事務所の弁護士は、ビジネス実務法務検定1級の保持者でもあり、最新のビジネス実務法務に精通しております。

今後とも、高い専門性を持って、事業主の皆さまの経営を強力にサポートいたします。